

平成26年5月14日

於・1002会議室（10階）

第1005回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
○ 平成25年度電波の利用状況調査の評価について （諮問第12号）	1
3. 審理官の意見書等に基づく審議	
○ 登録一般放送事業者の登録の取消しについて （26.3.12諮問第9号）	16
4. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
（1）登録一般放送事業者の登録の取消しについて （26.3.12諮問第9号）	28
（2）基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について （諮問第13号）	28
（3）日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可に ついて （諮問第14号）	30
4. 閉 会	32

開 会

○前田会長 それでは、ただ今から審議会を開催いたします。総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡願います。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

○平成25年度電波の利用状況調査の評価について（諮問第12号）

○前田会長 審議を開始します。諮問第12号「平成25年度電波の利用状況調査の評価について」につきまして、竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 お手元の資料、諮問第12号説明資料に基づきまして、平成25年度の電波の利用状況調査の評価結果について、ご説明申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、制度の位置付けのご説明をさせていただきます。これは各周波数帯ごとの電波の利用状況について周波数を上に表記してございますように、3区分いたしまして、それぞれの帯域について3年ごとに調査を行いました。その結果を周波数の再編に反映するというところでございます。

具体的な有効利用の評価につきましては、右側に四角で囲っておりますけれども、例えば帯域の圧縮が適当でございますとか、光ファイバへの転換が適当とか、そういった評価を行って、再編につなげていくということで、この評価結果につきましては、本審議会へ

の諮問をさせていただいて、答申をいただくということで、オープンな手続で進めさせていただいております。

2ページ目でございます。今回の調査の概要を1枚でまとめたものでございます。本件は電波法第26条の2に基づいて実施しているということでございます。

今回は帯域としては714MHzを超えて3.4GHz以下の、いわゆる真ん中の帯域のUHF帯などを中心とした帯域を調査したものでございます。調査対象は3.6億局、免許人の数は15.8万人となっております。これは調査方法に書いておりますように、私どもで運用しております総合無線局管理ファイルを用いて、免許人数・無線局数等の集計・分析することに加え、各免許人の方に質問をし、その回答を集計・分析することによって取りまとめをさせていただいております。

なお、パブコメも既に実施しておりまして、6件の意見提出がございましたので、内容につきましては、後ほどご説明をいたします。

3ページ以降が今回の結果をまとめたものでございます。まず、3ページが全体の帯域の使用状況、特に3年前の調査からの変化を書いたものでございます。それぞれ棒グラフで書いておりますが、棒グラフの左側が3年前のデータ、右側が今回のデータということです。この帯域につきましては主として携帯電話やBWAなどで使われておりますので、その局数が増えたということで、全体としては大きく局数が伸びているということでございます。

3ページの(1)にございますように、全体として49%の増加と。目的区分に沿って適切に利用されているというふうに考えております。なお、地域別に見てみますと、左側でございますが、関東ブロックが局数も一番多うございますし、伸びとしても非常に大きくなっているということでございます。

また、(3)に書いておりますが、この帯域につきましては、現在、プラチナバンドと呼ばれております700MHz帯、900MHz帯のそれぞれ周波数移行を実施しているところでございます。開設計画の認定を受けたそれぞれの携帯事業者において、まさに現在急ピッチで

移行作業を進めておるわけですが、その状況を引き続き注視していく必要がある、というふうに考えております。

また、パーソナル無線についても終了に向けて、現在、地方局で免許人の方との対応を進めておりますが、これも着実に終了に向けて進むよう、しっかりと注視していくことが必要であるということでございます。

次に4ページをご覧ください。ここからが各帯域の評価のポイントということでございます。まず、4ページは周波数の一番低いところ、714-960MHz帯でございます。ここは800MHz及び900MHz帯の携帯電話に割り当てている周波数、あるいはMCAで広く業務用の移動無線に使われている帯域ということでございます。ちょうど900MHz帯については先ほどの周波数再編の移行が進行しているところでございますが、全体としては、この800-900MHzの携帯の伸びというものに牽引をされて、ポイントの2ポツ目に書いてございますが、42%の局数増ということになっております。

900MHz帯については、現在、全体15MHzのペアで割り当てておりますが、まだ5MHzのペアしか使えておりませんので、ここについて、できるだけ早く地域ごとに追加の周波数が使えるように状況を注視していく必要があるというふうに考えております。

次に5ページ目、960MHz-1.215GHz帯の使用状況でございます。この帯域につきましては基本的に航空バンドということで、ITUでもそういう分配がされておりますし、ICAO等でもそういった合意に基づいて、各航空事業者、航空当局が運用してきているわけがございます。

局数といたしましては、2ポツ目でございますように、8%、若干の減でございますが、これは航空当局においてエリア設計の効率化というものを行った観点で若干の減になっておりますけれども、航空事業などに対応する形で、全体としては適正に利用されているというふうに評価をしております。

この帯域につきましては、周波数の分配上の大きな変更というものが当面見込まれていませんので、引き続き、こういった用途の中で効率的に使われていくことが必要と考えております。

6ページ、1.215-1.4GHz 帯でございます。この帯域につきましては、グラフの左から2番目でございます1.2GHzのアマチュア無線が主な無線局でございます。ここについては、アマチュア無線全体の無線局の微減傾向が続いているわけですが、その状況と同様でして、全体として14%の減少ということになっているわけでございます。

ただ、この帯域につきましては、評価のポイントの2ポツ目に書いておりますけれども、700MHz帯の再編に伴い、FPUや特定ラジオマイクの移行先周波数として位置付けられている帯域でございますので、今後、こういったFPU、ラジオマイクの移行の本格化に伴いまして、局数増が見込まれるということ。それから、準天頂衛星の使用予定周波数にもなっているということで、そういった電波利用の多様化ということも見込まれるわけでございます。そういった状況について引き続き状況をしっかりと注視する必要があるということでございます。

次に7ページ、1.4-1.7GHzでございます。こちらの帯域につきましては、1.5GHzの携帯電話、1.5GHz帯のMCAの陸上移動通信、それからインマルサット、イリジウムなどの衛星移動通信など、移動業務としては幅広く使われてきているわけでございます。

局数としては、2ポツ目でございますように、全体で46倍増。ほとんど携帯の伸びに牽引されておりますけれども、表の数字を見ていただくとお分かりいただけますように、インマルサットやイリジウムにつきましても、災害対策等の観点から局数は大幅に増加しているということがみてとれるかと存じます。

それから、1.5GHz帯のMCAでございますけれども、ここは使用期限を26年3月と設定して、移行が順調に進捗しておりますので、調査時点は3月1日時点ですので、この日時点で

は3万1000局余がまだ残余しておりましたけれども、既に移行は完了しているということで、ゼロになっているところでございます。

評価結果ですけれども、こういった携帯電話の増加、インマルサットやイリジウムなどの利用、こういったものは引き続き確保されるよう、こういった割当てについては維持していくことが適当と考えております。

8ページ、1.71-2.4GHz帯でございます。先ほどと同様ですが、1.7GHz帯、あるいは2GHz帯の携帯電話、PHSなどに割当てをしている帯域でございます。こちらにつきましては、1.7GHz帯がiPhoneに標準搭載されたというようなこともございまして、局数は全体として28%の増加となっております。

評価のポイントに書いてございますように、2ポツ目ですけれども、東名阪地域での使用に現在限定しております携帯電話の一部周波数につきましては、例えば他の業務との共用の見通しというものがほぼついておりますので、東名阪地域以外での使用を可能としていくことが望ましい。速やかに割当てを進めていくことが望ましいということでございます。

なお、PHSにつきましては、屋内で使用する無線局数の増加によりまして、登録局の数は増えているということでございます。なお、一般のPHSの端末は免許不要で、無線局の数としては出てこないわけでございますけれども、これについて調査したところ、509万契約ということで、前回に比べて24%の増加ということです。会社の営業努力とも相まって、無線局の数としては増加しているというものでございます。

次に9ページでございます。2.4-2.7GHzの帯域でございます。こちらにつきましては、広帯域移動無線アクセス、いわゆるBWAや衛星移動通信、それからITSで使われておりますVICSビーコンなどに使われている帯域でございます。こちらのBWAの加入者増に伴い、無線局数は全体として35倍と増加しています。また、N-STARの衛星システムについても約4000局の伸びを示しております。

評価ポイントの2番目でございますけれども、このうち、VICS ビーコンにつきましては、局数はほぼ横ばいとなっておりますが、今後、5.8GHz 帯の ITS スポットの普及動向に伴い、この帯域での利用というのは一定程度減少傾向が見込まれるのではないかとということで、こういった道路交通情報の提供ツール全体の位置付けの見直しの中で、今後の在り方を検討することが望ましい、としております。感覚的には減少傾向の方向になるのではないかと考えておりますが、全体の在り方の中で、こういったものの検討をすることが望ましいということでございます。

次に 10 ページ、一番高い 2.7-3.4GHz 帯でございます。こちらは船舶や航空関係での周波数利用が中心でございます。特に 3GHz 帯の船舶レーダーの局数の増などに伴い、全体として局数は 12% の増加となっております。この 3GHz 帯の船舶レーダーの増は船籍をできるだけ日本国籍に移していくというような船舶業界の方針の下で、結果としてこういったレーダーを搭載する無線局の数が増えているということで、局数増につながっているということでございます。

評価の一番下に書いてございますが、船位計につきましては前回調査と同様に、引き続き局数がゼロとなっておりますので、パブコメ等で引き続き状況は見た上で、代替又は廃止する方向で検討することが必要ということです。ニーズがないようであれば廃止ということで検討をしていきたいと考えております。

11 ページ以降は当該帯域の割当計画上の割当状況を示したものでございます。

それから、別綴じになっておりますけれども、その後ろに、参考ということで「発射状況調査（補完調査）のポイント」という資料が 3 枚付いているかと思えます。これは今回から新たに実施することといたしましたので、位置付けについてご説明申し上げます。

これは局数や単に免許人から聴き取るという既往の実態に加え、実際に実フィールドでどの周波数帯にどの時間にどういう電波が出ているのかというのを行政府としてもきちんと実測をして、それを世に示しながら、使っていると言っているけれども本当に使ってい

るのか、24時間使っているのか、短時間しか使っていないのかという状況を、きちんとモニタリングして、可能なものについては公表しながら割当ての見直しにつなげていこうということで、補完調査として実施しているものでございます。

今回の調査対象となりました周波数帯の中で広く使われているシステムの代表例として、中ほどの表にございますFPU、ラジオマイク、パーソナル無線、携帯電話。それから、右側でございますが、電子タグ、STL、無線LANなどを対象として、各地方局、主として関東局。測定局と書いておりますが、FPU、ラジオマイク、電子タグなどについては関東局のみで、その他のシステムについては全地方局の所在地において電波監視の施設を活用する形でデータ取得を行っております。

今回行った結果については、ホームページで2次利用可能な形式で公表していきたいと思っております。また、こういうシステム、こういう帯域で、こういうデータの取り方をすると意味があるのではないかというご意見も、このホームページの中で広く受付をしながら、次回以降の実施についても考えていきたいと思っております。

全体としては100以上の膨大なデータでございますけれども、本日はそのうちの2つの例についてご説明させていただきます。

2ページ目でございます。例1として、800GHz帯のラジオマイクについてでございます。これは昨年9月に幕張メッセを会場として東京ゲームショウが開催されましたので、そのゲームショウ開催期間中に取得した発射状況のグラフでございます。

横軸が周波数帯でして、左側が周波数が低い、右側に行きますと周波数が高くなります。縦軸が日時を表しておりますので、9月21日のグラフの上側が11時19分、だんだん下に降りてまいりますと、一番下が14時19分ということで、時系列的な変化を周波数ごとに観測をしているということです。

特定ラジオマイクは一定の周波数間隔を置いて割当てをしているわけですが、例えば左から順に見ていただきますと、黒で塗ってあるところが周波数として割り当てられていて、5チャンネル程度はこの観測時間、3～4時間は継続して使われていると。

他方、その右側のチャンネルにつきましては、12時くらいまでは使われておらず、午後に入ってから使われてきているというような状況がみてとれるかと思います。また、一部のチャンネルについては使っていないものがあるということもみてとれるかと思います。

それから、3ページ目でございます。例2として、2.4GHz帯の無線LANでございます。このデータは昨年6月に江東区のショッピングモールの中で取得したデータでございます。

ご案内のように2.4GHz帯の無線LANについては、チャンネルは多数設定されておりますけれども、同時に使用可能なのは3チャンネルということで、このグラフの上段、中段、下段と注が右側に入っておりますが、上段のところで横軸が周波数、縦軸が電波の強さを示しております、ブロックの上にSSID、要するにMACアドレスを表記して、それぞれの機器がどの周波数でどれくらいの電波の強さで使われているかというものをWi-spyという機器で測定したものでございます。

これを見ていただくと分かりますように、一番左側の一番低い周波数ブロックにたくさんSSIDがつながっていて、右側が比較的混んでいるというのがみてとれるかと思います。

この中段は縦軸に時間を取りまして、電波の強さが時系列でどう変化しているかを示したものです。

それから、下段につきましては、無線LANの各チャンネルごとの電波の混み具合や使用効率などを定量的に分析した結果を示しております。こういったデータを継続的に取得して分析することによって、各周波数の混み具合がひどくなっているのか、横ばいなのかということが継続的に分析できるだろうと思っているところでございます。時間の関係もありますので、2つの例のみについてお話しさせていただきました。

本件につきまして、既にパブリックコメントを実施しております。ただ今の補完資料の下に3枚の資料をお付けしております。全体として5件の意見提出がございました。それぞれのポイントをご説明申し上げます。

1件目はソフトバンクグループからの意見でございます。地域 BWA の帯域については全国バンドで早期利用を可能とすべきということ。それから、800MHz 帯 FPU の移行先は 1.2GHz 帯、2.3GHz 帯ではなくて、ホワイトスペースに持っていきべきであるというご提案。3点目については2ページになりますけれども、1.7GHz 帯についてはより低い周波数の開放を検討すべきというようなご意見がございました。

1点目の地域 BWA の見直しにつきましては、前回臨時調査も行いまして、本審議会にも諮問させていただき、答申もいただいたところでございますけれども、私どもは、この見直しにつきましては、現在、副大臣主宰の電波政策ビジョン懇談会の中で関係者の意見も聞きながら検討させていただいておりますので、その結果も踏まえて対応をしっかり検討していきたいと思っております。2点目の 800MHz 帯 FPU の移行先につきましては、これまで様々な手続も踏んで決定してきたものでございますので、基本的にはこの方針に沿って実施していくということでございます。変更はしないということでございます。3点目につきましては、周波数の共用の問題をクリアしていく必要がございますので、その可否につきましても、今後の検討ということで参考とさせていただくということでございます。

2件目のご意見は、DECT Forum という 1.9GHz 帯を用いますデジタルコードレス電話の世界標準規格の機器を作っている業界団体でございます。

従来、日本ではデジタルコードレス電話が PHS 方式のみでございましたが、DECT 方式について共用の形で導入するというを既に実施したわけでございますが、周波数が非常に混んできていると。台数増に伴ってチャンネル不足が懸念されるので、チャンネルの増加について検討してほしいということでございます。これにつきましても需要動向を含めて、今後の参考とさせていただきたいということとしております。

なお、この需要増ということにつきましては、この DECT 方式、コードレス電話全体の出荷台数ベースで見ますと、19 年から 21 年は 100 万台弱でございましたが、直近の 22 年から 24 年の 3 か年では 900 万台程度に伸びており、約 10 倍近い伸びを示しております。そういう伸びに対応したご要望ということでございます。今後の状況も見ながら検討をしていきたいと思っております。

3 件目のご意見は NTT ドコモでございます。基本的には今回の評価結果についての賛同意見でございます。

4 件目はイー・アクセス株式会社でございますが、こちらは 1 件目のソフトバンクグループとほぼ同趣旨のご意見でございますので、考え方についても概ね同様ということでございます。

最後に個人の方からこの帯域は携帯電話が中心になっていると。レーダーの周波数を使うことは無駄が多いので、こういうところを効率的に考えていけばいいのではないかとというご意見でございます。ただ、レーダーの周波数につきましては、国際的な分配に従って我が国でも利用しているということで、そこについては考え方の中でご説明はさせていただいて、意見として承るということにさせていただいております。

今回の分析結果につきましては、意見募集の結果として修正する必要はないと考えているところでございます。どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。それではただ今のご説明について何かご質問、ご意見等、ありますでしょうか。

○原島代理 3 年サイクルで毎年報告をいただいておりますが、その度に思うのですが、相当大変な調査だなと。全国 11 の総合通信局でこれだけの調査をするのは大変だったなというふうに、本当にご苦勞様でございました。せっかくそういう形で調査をいただいたので、これが有効に活用されるということは非常に重要なことだと思っております。

今回、諮問をいただいたものは2つに分けられて、電波の利用状況の調査結果と電波の有効利用の程度の評価、その2つかと思います。恐らく前半の部分の調査については、どちらかということ、諮問事項に入っているかもしれませんが、報告に近いことかと思えますね。やはり電波監理審議会の諮問事項になっていることは評価が適切であるかどうか、そういうことになるかと思えます。

そういう観点で拝見させていただきますと、いろいろ評価をされているのですが、一部、例えば調査結果のポイントと評価結果のポイントを分けてご報告いただいたのですが、評価結果のポイントの方に、例えば「何々の増加は何々によるものである。」というのがかなり入っておりますが、これは電波の有効利用の程度の評価というよりもむしろ調査結果の解説、なぜそういうふうになったかという、解説のような気が私にはしました。どちらかということこれは調査結果の方に入るのかなという気がいたしました。

そう考えると、残りの部分がここでの評価に近いのかなということになる。まずは大きく見ると、「本周波数帯は適切に利用されている。」というのがある。もう1つは「望ましい」という表現と、一番最後のところに「代替又は廃止を含めて検討することが必要である。」と、そういうような表現になっています。「適切に利用されている。」というのがどういう根拠によるかということ、本周波数帯を全体として見て、多くのところで「多数の無線局により稠密に利用されている」というんですが、その周波数帯に携帯無線通信が入ったら多数になるわけですね。区分されている周波数帯は必ずしも陸上移動無線だけではなくて、ほかの航空業務とかいろいろ入っている。そうすると、「多数の無線局により稠密に利用されている」とマクロに見てしまうと、ミクロのところは、本当にある特定の周波数が有効利用されているかどうかは見えなくなってしまうのではないかと、そういう気がいたしました。むしろ、今、電波利用はこれだけ厳しくなっている状況ですと、かなり細かいところで有効活用されているかどうかというきめ細かい作業が必要になると思います。そうい

う観点からいうと、もう少し細かな評価が必要になるのではないかなということでございます。

それから、恐らくこの評価結果を踏まえてアクションプランが作られ、周波数再編ということにもなるかもしれませんが、アクションプラン、これはこの電波監理審議会の審議事項ではないわけですが、アクションプランとこの評価のつながりが出やすいような評価が見えるといいなと。この形だと、アクションプランにつながる評価にどこまでなっているのかなというのがちょっとよく分からないと、そんな感じが、感想ですけども、いたしました。

○竹内電波政策課長 先ほど補完調査のご説明も差し上げましたけれども、できるだけミクロのものも含めて評価を。これは概要版ということでお聞きいただいておりますので、あまり細かく書きますと。

○原島代理 詳しい資料にミクロがあるというのは存じ上げますので。せっかくなら、ここで審議するときにはその辺のきめ細かな、今、電波行政というのはきめ細かくなってますので、概要版でマクロになってしまうと、それが見えなくなってしまうのがちょっと心配ということですよ。

○竹内電波政策課長 分かりました。今後しっかりとさせていただきます。

○前田会長 今回、発射状況調査ということで、現実には何がどんなふうに使われているかという事例を幾つか出していただいているわけですが、もともとの評価の中に局数はほとんどのケースで出てきていますけれども、その波が有効に使われているかというのはあまり評価に表れていません。有効という概念そのものが曖昧ですけども、局数があれば有効だと評価しているように見えますね。けれども、実は波はあまり使われていないケース、あるいは、逆に調査の結果にあるラジオマイクのように、これは非常に特殊なケースですが、あまりにもずっと使っぱなしですよ、これが世の中こういうことがもし常に起こっているとしたら、あまりにも混みすぎという評価になってしまうと思うんですけども。

先ほどの説明で、電波発射状況の調査というのは百いくつやったとありましたが、周波数帯ごとの評価は必ずしもこの中には織り込んではいないと、全く別の調査としてやっている、ということですか。

○竹内電波政策課長 はい。今回、初年度で、初めて試行的に実施したという面もござい
ますが、周波数がまだ実際に多少 365 日、24 時間ずっと取るというわけにもまいません
でしたので、実際に標準的な利用がされているであろう日時を抽出いたしまして、各シス
テムが一定程度使われているであろう場所・時間を想定して、スポット的に取らせていた
だいたこととございます。

評価結果に直接結び付けるような形でやろうといたしますと、もう少し長期間きちんと
取って、イベントをやっているときにはこれくらい使っているけれども、やってないとき
は実はこういうことかというところまで見て、じゃあ、その使っていない時間について
は別の用途と共用みたいなものが考えられるかどうかという段階に恐らく行く必要がある
と思います。今回はまだそこまで至っていないということもございます。

ただ、こういったものを継続的に取れていけば、そういった次の段階の分析につなげて
いくことが可能だろうと考えております。いきなりスポット的なところで混んでるから、
ものすごく稠密で混んでいるとまでいうのがいいかどうかというところがありまして、そ
こはあまり、今回の発射状況調査をもって利用状況の評価についてというところに、直接
的な付言はしておりません。

それはもう少し今後データを蓄積する中で進めていきたいと思っております。そういう
意味で、今回、補完調査として公表させていただきました。

○原島代理 2.4GHz 帯の無線 LAN の発射状況調査がなされているのですが、どのくらい電
波が出ているかということと、その品質ですね。無線 LAN なんかは電波がたっぷり出てい
ればいいというものではないわけで、利用者の方は却って非常に使いにくい周波数になっ
ているという可能性もある。そういう調査は何かなされているのでしょうか。利用者の立

場から使いやすい周波数になっているのかとか、あるいは前は使いやすかったけれども、最近使いにくくなってきたとか、そういうようなものは。

○竹内電波政策課長 携帯電話でいいますと、通信速度の実測をどうするかというのを今、検討会の中で、民間の方にも入っていただいて、実施方法を決定して、近く実施に移して試行する中で、試験方法、手続、公表の仕方、こういったものをしっかりと透明性を高く実施していこうということで進めております。

同様の考え方は、基本的には無線 LAN にも適用が可能だと思いますけれども。例えば先ほどご説明しました3ページが一番下に表がありましたけれども、あの中でも、例えばグレードというのがチャンネルの横にあらうかと思いますが、このグレードというのが各チャンネルの評価度、実際にどの程度満足できる形で通信できているかというパラメータですとか、いくつか通信の品質みたいなものを評価するのも、この現在の評価測定ツールの中にも一定程度内包されている部分はございます。

ただ、必ずしもそれだけでは十分ではないと思いますので、アプリケーションとして測定ツールをどういうふうに組み込んでいくのかということが重要になってくると思います。

いずれにしても、2.4GHz は既に変混み合っているということですし、2.4GHz 以外のシステムとの共用、どうしても ISM バンドでございますので、一定の品質を確実に担保するというのは難しい帯域でございます。一方で、今後やはり5GHz 帯の無線 LAN が携帯のオフロードツールとしても重要になってまいりますし、今後、5GHz の調査をやる際には、そういった全体 19 チャンネルあるチャンネルについて、やはり一定の継続的なデータを取ることによって、混んできているのか、いないのか、そこで今ご指摘のあったような品質的なものがどうなのか、どういうふうに取りれるのか、そして公表できるのかということをし前もって検討して対応していきたいと思います。

○原島代理 ありがとうございます。まさにその 2.4GHz は利用者から見ると非常に重要な、ISM も含めて、周波数帯であるわけですね。たぶん、一般的にはかなり混み合ってきて

いるのではないかと、何とかすることが重要なんじゃないかなというふうに思っていました、今回の評価結果の中にそのことは触れられてないですね、2.4-2.7GHzのところ。

そういう立場でいうと、将来のために重要なポイントだったのかなという気はいたします。もしかしたら、細かいデータの方ではちゃんと触れられているかと思いますが、概要の中には認められないと。それも含めて、ちょっと周波数帯全体として見てしまっている、それぞれがちょっと見えにくくなっているのかなという印象を受けました。

○竹内電波政策課長 どうしてもこれは免許局中心の評価になってしまっておりまして、免許不要の局については、どうしても台数は出荷台数ベースで把握するということと、実際の利用状況については、こういった発射状況調査にならざるを得ないと。発射状況調査につきましては、今回初めてで、ちょっと補完的になっているということもございますので、ここは次回以降の宿題ということで承らせていただきます。

○原島代理 はい。是非、次回以降、そういう形で具体的な周波数アクションプランはどうしたらいいか、利用者の要望も含めて、それが反映されるような形に見えやすくしていただきたいと思います。

○竹内電波政策課長 はい、承りました。

○前田会長 先ほどの原島先生の発言の補足になるかもしれませんが、それぞれの評価のポイントを書くときに、恐らくもっと細かい単位ではいろいろこういう課題があるというようなことが書いてあると思いますが、この概要になるとほとんど書かれていないので、そういう意味では、もう少しそこを書いていただきたい。それから、書くときに、アクションプランにつながるようなという意味では、どうしろというのはここでは書けないとは思いますが、検討する課題がありそうだとか、あるとかというようなレベルで、そういう趣旨の表現に全体を増やしていただけるとありがたいと思います。

○竹内電波政策課長 分かりました。そういった点、できるだけ可視化して、可能性があ

るものについてはしっかりと明記するようにしたいと思います。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、諮問第12号につきましては諮問のとおり評価することは適当である旨の答申をすることとしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

審理官の意見書等に基づく審議

○登録一般放送事業者の登録の取消しについて(26.3.12諮問第9号)

○前田会長 それでは、平成26年3月12日に諮問のありました、諮問第9号「登録一般放送事業者の登録の取消しについて」につきまして、雨宮審理官から意見の聴取に係る意見書等の説明をお願いいたします。

○雨宮審理官 3月に電波監理審議会に諮問されました株式会社大日光ケーブルテレビ及び環境エンジニアリング株式会社に係る一般放送の業務の登録の取消しについて、これら2件の処分案を併合して、去る4月16日に意見の聴取を行いましたので、その結果をご報告いたします。

まず、3月28日付け、両処分対象者宛てに特定記録郵便で意見聴取開始通知書を送付するとともに、4月4日付け官報及び総務省ホームページで公告して、意見陳述を希望する者を募りました。その結果、処分対象者の1つ、環境エンジニアリングから意見陳述の希望の

申出があったほかは、どなたからも意見陳述の希望の申出はありませんでした。なお、通知書が処分対象者の郵便受け箱に配達されたことは記録で確認しております。

環境エンジニアリングからは事前に準備書面の提出がありました。また、意見の聴取の期日当日、総務大臣から陳述の要旨を記した文書1件及び証拠書類4件が参考として提出されました。以上の関係書類はお手元の調書の中に綴じ込んであります。意見の聴取の概要はまとめてある綴じ込みの第1章「総括」と見出しを付けた資料にまとめてありますので、そちらをご覧ください。

意見の聴取の期日は本年4月16日午後2時から。場所は総務省のこの会議室で行いました。出頭したのは環境エンジニアリングの2名及び総務大臣の指定職員2名でございます。大日光ケーブルテレビは出頭しませんでした。

総務大臣からは2つの事案について不利益処分となる内容、その原因となる事実及びその認定の基礎となる証拠事実、登録取消処分に伴う不利益取扱いの内容、登録取消処分の必要性などについて、陳述がありました。

環境エンジニアリングからは準備書面のとおりに陳述するとしたほか、口頭による補足説明として、今般の事態に至る経緯、取消処分を受けた場合の計画中の事業への影響、業務再開の意思があることなどについて陳述し、総務大臣が主張する事実の認否等を行いました。

事実関係については、現在を含め1年以上放送を休止していること、その間、近畿総合通信局からの通知に対して回答を怠っていることなどについては認めています。

一方、争いのある主要な点は次の2点です。1つ目は、総務大臣側が再三指導してきた、としている点。2つ目は、総務大臣側が業務の休止に正当な理由がないとしている点、この2点です。

総務大臣が再三指導してきたとする内容は廃止届を提出しろと言うばかりで、業務を継続あるいは再開する意思がある同社としては、廃止届は提出できないのであり、また、休止届という制度があることについても一切説明がなかったとしております。

次に、現在、放送を休止せざるを得ない状況となっているのは、放送機器を設置している建物の当初の所有者の倒産により、その所有権が2回移転し、環境エンジニアリングの占有使用承認項目が無視され、裁判所の執行官の私見により警察官立会いの下で強制的に立退きをさせられたために放送ができなくなったことが原因であるとして、自己の責に帰せざる理由によるのだから正当な理由がある、と主張しております。よって、同社は当該建物の所有権の取得の交渉を現在行っているところであり、建物内に入れるようになれば、設備の改修を行い、放送の再開、業務区域の拡張を行う予定である、としております。

環境エンジニアリングに関しましては、一切連絡が取れなかった、とする3月の諮問の時点と現時点とでは事情が変化しているといえます。以上の状況から2つの処分案を分離して、大日光ケーブルテレビについては意見の聴取を終結し、他方、環境エンジニアリングについては意見の聴取を続行して、次回期日を設定しました。次回期日では業務廃止届の提出の可否及び業務再開の見通しについて環境エンジニアリングから聴取することとしております。

そこで、意見の聴取が終結した大日光ケーブルテレビについて本日意見書を提出いたします。読み上げて説明に代えさせていただきます。お手元の資料、「記」以下でございます。

「第1 意見

株式会社大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務の登録を取り消すことは、適当である。

第2 事実及び争点

1 処分案の内容

株式会社大日光ケーブルテレビは、正当な理由なく一般放送の業務を引き続き 1 年

以上休止していると認められ、放送法第 131 条第 1 号に該当することから、同条の規定に基づき、一般放送の業務の登録を取り消すものである。

2 総務省側の主張の要旨

(1) 取り消そうとする登録の概要

株式会社大日光ケーブルテレビ（以下「大日光ケーブルテレビ」という。）は、旧有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第3条第1項の規定に基づき、平成10年6月5日付けで有線テレビジョン放送施設の設置許可を受け、有線テレビジョン放送の業務を行ってきた者である。

放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第5条第2項の規定により、平成23年6月30日付けで登録一般放送事業者（第KT0193号）とみなされている。

① 業務開始の日	平成11年5月28日
② 自主放送の有無	有り
③ 引き込み端子数	6,772（平成11年5月18日時点）
④ 受信者数	93世帯（平成22年3月31日時点）
⑤ 有線放送以外の電気通信役務の提供	なし

(2) 不利益処分の原因となる事実

大日光ケーブルテレビは、次の状況証拠に基づき、正当な理由がないのに1年以上業務を休止していると判断した。

① 平成23年7月27日に商用電源の供給が止められた。

（東京電力担当者から関東総合通信局有線放送課への電話連絡による。）

② 大日光ケーブルテレビの同意のもと、関係事業者により設備の撤去工事が行われ、平成24年度末には設備の撤去工事が終了した。

（関係事業者から関東総合通信局有線放送課への電話連絡による。）

③ 平成25年12月5日・6日に、関東総合通信局有線放送課担当者による現地調査を行い、設備が撤去されていること、放送が行われていないことを確認した。

(関東総合通信局有線放送課担当者の復命書による。)

④ 平成23年7月以降、関東総合通信局有線放送課から数度にわたり、廃止届の提出依頼の文書を送付し、指導をしている。

直近では、平成26年2月5日付けで、同月末日を期限とした廃止届に関する要請文書を発送したところであるが、当該期限を過ぎても何ら反応がなく、現状として廃止届が提出されていない。

この要請文書には、期限までに廃止届を提出しなければ、放送法上の登録の取消しの対象となり得ること、取り消された場合の不利益取扱いについても記載している。

なお、一般放送の業務の登録が取り消された場合は、登録の取消しを受けた日から2年を経過するまでの間は、次の法令上の不利益取扱いがある。

ア 放送法第93条第1項により、基幹放送業務の認定を受けることができない。

イ 放送法第128条により、一般放送業務の登録を受けることができない。

ウ 電波法（昭和25年法律第131号）第5条第4項により、地上基幹放送をする無線局の免許を受けることができない。

(3) 加入者の状況

一般放送の業務の休止（平成23年7月27日の商用電源の供給停止）以前に、加入者についてアンテナ設置による個別受信又は共聴施設への加入による代替手段の確保ができていない。

3 大日光ケーブルテレビの陳述等

準備書面の提出はなく、意見の聴取の期日においても出頭しなかったため、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成6年郵政省令第68号）第42条

において準用する同令第23条の規定により、意見の聴取において総務省側から主張された事実を全て認めたものとみなした。

4 利害関係者の陳述等

本件処分に係る意見の聴取において、意見を述べようとする利害関係者はいなかった。

第3 理由

本件は、放送法第131条第1号に定める「正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止したとき」に該当するとして、大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務の登録を取り消すものである。

総務省の陳述によると、大日光ケーブルテレビは平成23年7月27日に商用電源の供給を止められている。これは、供給主である東京電力の担当者からの連絡により判明したものであり、同日以降における放送業務の継続は、事実上不可能と認められる。

平成24年7月27日時点で1年を経過していることから、一般放送の業務を引き続き1年以上休止しているという認識に誤りはないと認められる。

また、一般放送の業務を1年以上休止するときは、放送法第129条第2項の規定によりその休止期間を届け出なければならないが、大日光ケーブルテレビからは、平成23年7月27日以降において、そのような届出はない。

関係事業者により設備の撤去工事が行われ、関東総合通信局有線放送課担当者による現地調査を行い、設備が撤去されていること、放送が行われていないことを確認しており、大日光ケーブルテレビが一般放送の業務を再開する見込みはないものと思料される。

所管する関東総合通信局においては、平成23年7月以降、数度にわたり廃止の届出を

依頼する文書を送付し、指導をしてきた。

本年2月末日を期限とした要請文書には、廃止の届出をしない場合には放送法上の登録の取消対象になり得ること、取り消された場合の不利益取扱いについても記載していることから、行政手続上の不備があったものとは認められない。

したがって、大日光ケーブルテレビは、放送法第131条第1号に定める「正当な理由がないのに、一般放送の業務を引き続き一年以上休止したとき」に該当すると認められる。

本件については、大日光ケーブルテレビからの準備書面の提出はなく、意見の聴取の期日においても出頭はなかった。

利害関係者による意見陳述もなかったことから、大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務の登録を取り消すことは、適当であると認められる。

なお、大日光ケーブルテレビ加入者については、放送休止以前にアンテナ設置による個別受信又は共聴施設への加入により代替手段の確保がされている。」

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明に対して、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○松崎委員 この経過を見ていて、この会社に企業実態があるのかどうか少し疑問に感じたのですが。会社として事業をしていて、従業員がいるのでしょうか。

○雨宮審理官 どちらの社でしょうか。

○松崎委員 大日光ケーブルテレビです。大日光ケーブルテレビという会社自体が幽霊会社みたいな感じがしてしまうのですけれども。

○雨宮審理官 3月の諮問の際にも総務省から説明がありましたけれども、社長には面会できているということだそうです。ただし、「社長に廃止届を提出してください。」と要請したところ、自分個人では社としての決定ができない旨の説明をしていたということで、会社の登録は残っているけれども、実質的には機能していない状況といえるのではないかと、思います。

○原島代理 株式会社として現在存在しているということは、確認している。

○雨宮審理官 会社登録を確認したというのは、総務省側から説明がありました。

○松崎委員 通知を開封されていないかもしれませんね。こちらから通知を先方に送って、確かに郵便受けには届いているかもしれないけれども、それを開封して、担当者・責任者が読んだというところまでは分からないのでは。

○雨宮審理官 そうですね。最後の郵便がどういう取扱いになったかというのは不明なところはありますけれども、総務省側の諮問時の説明にもありましたように、最後の段階で、先ほど申し上げましたが、社長には面会できているということですので、どういうことになるかということについては、少なくとも社長には認識があると思います。

○原島代理 理由のところを拝見させていただきますと、第4段落ですが、「所管する関東総合通信局においては、平成23年7月以降、数度にわたり廃止の届出を依頼する文書を送付し、指導をしてきた。」と。そこにはこうこうこうということが記載されているから、行政手続上の不備があったものとは認められないと、そういうことですが。先ほどちょっとご説明があった、もう一方の件では、それは指導ではないのではないかと。結局、同じことをしてきたわけですね。ここで理由の中にこういうのを記述するということは、ちゃんと指導になっているということを確認したということになるような気もしますが、どうなのでしょう。

○雨宮審理官 先ほど申し上げましたとおり、意見の聴取の当日、出頭をして陳述をしな

かったということで、みなしができるという規定がございますので、それに基づいて審理官としては認めているという判断をしております。

実態面から申しますと、もう一方の社との違いが大きく2点ほどございます。設備の撤去は、大日光ケーブルテレビの方はなされているんですね。回線設備が撤去されております。それと、社長に面会をして、やることはないと言明したわけではないのかもしれませんがけれども、事情については連絡がついているというところが違います。

○原島代理 指導ができています。

○雨宮審理官 少なくとも会えていると。

○原島代理 大日光ケーブルテレビについてはできています。もう一方は会えていなかったから指導ができていない可能性もある、と。

○雨宮審理官 はい。設備が残っているということと、面会ができていなかったというのが最大の点なのかなとは思いますが、大日光ケーブルはどうなっても致し方ないという社長の面会時の対応だったんですけれども、もう一方の社は継続する意思がある。別な事情で業務が提供できてないので、自社としては業務を再開する意思があると言っているところが最大の違いかなと思います。

○原島代理 ここに諮問がかかるまで指導をしてきたというよりも後の話ですよ、意思があるということを確認したというのは。

○雨宮審理官 はい。意思があることを確認したのは、意見の聴取の手続の中でのことです。

○原島代理 この文章はもう一方の方に影響を与えるものではない、というふうに判断してよろしいのでしょうか。

○雨宮審理官 私はその意味で書いております。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○山本委員 今の点は、今回の意見の聴取の手続が適正に行われたと。相手方の方は、実

際に通知をしてそれが到達していればよろしいのでしょうか、もう十分このような処分を受ける可能性があるという蓋然性も知っていて、意見の聴取をしますという通知が来て何も反応がなかったということなので、欠席のまま意見の聴取を継続しても、それは手続上不備はないと、そういう意味合いで書かれているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○雨宮審理官 はい。それを今後の意見の聴取に当てはめていいかどうかという点については、私は通知をもって回答がなかったことで、この認定に足りるとは思っておりますけれども、念を押すならば、少なくとも相手方に意味合いを面会して伝える機会があったということは事実としてあるということです。

○山本委員 ですから、あくまでもその限りの意味しかないので、別件の方に、このように言ったからといって、何か直接影響を与えるものではないだろうと。

○雨宮審理官 はい。

○榮審理官 今の雨宮審理官のご判断、結論は間違いないと思うんですけども。今の廃止の届出を促したことについては、直接、正当事由とは関係ない話だと、実態的にはですね。

だから、私の感じだと、一番最後のなお書き、「個別受信又は共聴施設への加入により」というのと同列の参考事項にすぎないのではないかと。雨宮審理官がおっしゃったように、欠席したことでみなされるということで、それで結論は出ているんだと、法論理的にはそれだけで。雨宮審理官がお考えになったとおりのことで、直接に示せることで。書くのだとすれば、法論理的にそういう誤解を招かないようにすれば、末尾のそういう扱いもあるかもしれませんが、意見書としてはそこはどちらでもと思います。あくまでも結論には影響しない参考意見です。

○雨宮審理官 そうですね。分かりました。総務大臣の主張の要旨のところには残しますので、第3の理由の第4パラグラフ、廃止の届出を促す指導をしたというこの部分について

は、理由から削除をして、訂正の上、提出とさせていただきたいと思います。

○原島代理 直接的にこの大日光ケーブルテレビが何も申立をしていないわけですからですね。これは異議申立ではなくて、総務大臣の処分に対して、それがいいかどうかという審議ですので、この意見書はあくまでも電波監理審議会に対する意見書ですね。

○雨宮審理官 はい。

○原島代理 異議申立のときは改めて総務大臣に対する答申書みたいなものを作るわけですが、この件についてはその必要はないということでしょうか。

○雨宮審理官 いえ、事務局の方から。答申書があります。

○原島代理 こういう理由とかいうのを全部含めての答申書になるのか。そうすると、こちらがその答申書は電波監理審議会が作成しているということになりますから、場合によっては一字一句チェックする必要があるのか、ということです。

○夏賀幹事 答申書は、お手元の委員打合せ資料というところでご説明させていただきます。

今回、大日光ケーブルテレビに係る取消しの件については、取消しが適当である、ということでございます。その理由としましては、正当な理由がないのに、放送業務を引き続き1年休止したということが認められること。それから、不利益処分対象者等による意見陳述もなかったことから、取消しは適当であると認められる、ということでございます。

ですので、行政指導云々というよりは、先ほど審理官が言われたように、当日来なかったというところで妥当性があるという判断をしております。

○原島代理 答申書で一字一句、こちらで責任を持たなければいけないのは、この理由の4行ということによろしいわけですね。

○夏賀幹事 はい、そうです。

○原島代理 あくまでも今いただいた意見書は審理官から電波監理審議会にいただいた意見書であると、そういう扱いでいいわけですね。

○夏賀幹事 はい。ご審議いただく意見書でございます。

ただ、意見書につきましては、閲覧ができますので、そういう部分で、先ほど雨宮審理官が削除するというのであれば、そこの理由を削っての結論という形になるかと思いません。

○山本委員 そうですね。これは行政手続法上の不利益処分に関する聴聞に代えて、これを行っているわけですね。意見の聴取を。

○雨宮審理官 はい。

○山本委員 そうだとすると、行政手続法上は、不利益処分については聴聞調書を正式に作成して、それを処分権者に渡さないといけないので、正式な文書であることは確かなんですよね。答申書そのものはこれしかないんですが、意見書としては当然ここまで作るわけなので、やはり検討する必要があるのではないかと思いますけれども。内容的には、この事案はそれほど紛れはない事案だと思いますので、一言一句に気を付けて吟味する必要まではないかとは思いますが、確かに、先ほど言われたちょっと文脈がはっきりしない点があるので、そこは削っていただくか、あるいは場所をどこかに移すかという形で、紛れのないようにしていただくのがよろしいのではないかと思いますけれども。

○原島代理 大日光ケーブルテレビについては、そもそも出頭しなかったわけですから、この4行はなくてもいいのかなと。先ほど削除するという審理官からのご提案ですが、それでもいいかなという気はいたします。

○前田会長 5行ですか、2行ではなくて。

○雨宮審理官 念のため5行削除と考えております。

○前田会長 本件については、まず大日光ケーブルテレビの件と環境エンジニアリングの件とを分離して審議するということが1つ。その上で、大日光ケーブルテレビについては、雨宮審理官の意見書の先ほどの5行を削除するという事で意見書として了承するという

ことが2つ目。3つ目はそれについて答申書案がありますけれども、この案のとおりに答申してよいかどうかと、その3点ですね。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そういうことで答申をさせていただくことにいたします。

それでは、情報流通行政局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局関係)

(1) 登録一般放送事業者の登録の取消しについて (26. 3. 12 諮問第9号)

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

最初に本年3月12日に諮問のありました、諮問第9号「登録一般放送事業者の登録の取消しについて」につきまして先ほど議論をさせていただきました。2件ございましたが、それぞれの事情が異なるということで分離をしました。

このうちの株式会社大日光ケーブルテレビに係る一般放送の業務に関する登録の取消しにつきましては、意見の聴取を主宰いたしました審理官の意見書をいただき、この意見書については本日提出されたものに若干の修正がありましたので、その旨、後ほど修正させていただきます。その意見書に基づき審議をした結果、登録を取り消すことが適当だと認めましたので、その旨、答申いたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに提出してください。

(2) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について (諮問第13号)

○前田会長 次に、諮問第13号「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について」につきまして野崎放送技術課長から説明をお願いいたします。

○野崎放送技術課長 資料に基づきご説明いたします。概要のところでございますが、地デジの親局及び空中線電力が3Wを超える中継局の諸元については、基幹放送用周波数使用計画において規定されておりますが、季節性のフェージング、つまり季節によって通常では考えられないほど電波が伝搬する現象により、徳之島と沖縄の中継局が混信するため、沖縄側の中継局の周波数を変更するものでございます。

変更の理由については、現在、沖縄本島北部地域では、今帰仁中継局からの地上デジタルテレビジョン放送を受信していますが、一部地域においては、徳之島中継局からの電波が季節的なフェージングにより妨害波となって到来しており、その混信の解消に資するため、今帰仁中継局のチャンネルを変更するものでございます。

具体的にはパワーポイントの資料にございますように、徳之島中継局の電波が今帰仁中継局に飛び込み、1,200世帯くらいが影響を受けていることから、今帰仁中継局側のチャンネル、17、13、14、15、16を変更するものでございます。

これまで2～3年の間、電波測定調査を行ってございまして、徐々に測定地点数を増やして測定してきたものでございますが、相当広域に渡って徳之島中継局の電波が季節的に伝搬しており、送信側のリパックによる対策がコストミニマムの観点から最も有効であることから、リパックの手段を取るものでございます。

1ページ目の資料に戻っていただきまして、変更の概要ですが、基幹放送用周波数使用計画で地デジの基幹放送局に使用させることができる周波数等のうち、NHKと基幹放送事業者のものについて変更するというものでございます。新旧対照表が2ページ以降に付いておりますが、変更後の周波数を下の欄に書いております。これは、一定期間サイマル放送を行った後、下の欄の周波数に変更するものでございます。

パブリックコメントが3件ほどございまして、いずれも沖縄側の放送事業者からのもの
でございます。いずれも賛成意見をいただいております。ご説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。ただ今の件につきまして、ご質問、ご意見ありま
せんでしょうか。

○原島代理 基本的にはそれぞれ沖縄の放送会社も賛成しているということで結構な話か
と思いますが、変更後のチャンネルというのは、もともと空いているかという変な話です
けれども、これをここに割り当てることによって将来の計画に影響するということはない
と考えてよろしいのでしょうか。

○野崎放送技術課長 ご案内のとおり、沖縄本島ですので、最も玉突きで変更の可能性が
少ないものを選んでおり、今回変更することによって新たな混信が起こることがないと考
えられる最適なチャンネルを選んでおります。

○原島代理 分かりました。

○前田会長 よろしいでしょうか。それでは、特にこれ以上のご質問、ご意見は無いよう
ですので、諮問第13号につきましては諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を
行うこととしてはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反対意見がないようですので、そのように決することといたします。答申書につしまし
ては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(3) 日本放送協会の外国人向け協会国際衛星放送の業務の廃止の認可について (諮問第
14号)

○前田会長 それでは、次に進みます。諮問第14号「日本放送協会の外国人向け協会国際
衛星放送の業務の廃止の認可について」につきまして、小澤国際放送推進室長からご説明

をお願いします。

○小澤国際放送推進室長 資料に基づき説明させていただきます。

まず、申請の概要でございますが、廃止しようとする協会国際衛星放送の業務は外国人向け協会国際衛星放送、いわゆる 24 時間英語放送の NHK ワールド TV でございます。この衛星を運用している会社はスペインのプリザティービー社とポルトガルのゾンティービーカボ社で、衛星は西経 30° にありますヒスパサット 1E という衛星、周波数は 11,731MHz で、現在視聴可能世帯数は 26 万世帯でございます。

廃止を必要とする理由ですが、NHK は平成 23 年 6 月からスペインで、25 年 1 月からポルトガルで、これらの会社との契約により NHK ワールド TV の放送を実施してきておりますが、この放送の開始時は 91 万世帯であった視聴可能世帯数が現在 26 万世帯に減少しており、回復の見通しが立ちません。また、本衛星の借用費用が相対的に高額であることがございます。

スペインではプリザティービー社が運用する別の衛星を通じて 140 万世帯、ポルトガルではゾンティービーカボ社の提供するケーブルテレビやほかの 2 社による 100 万世帯が NHK ワールド TV を依然として視聴可能でありますし、現在のこの 26 万世帯に対しましても別の視聴方法を十分に周知させることにより影響は少ない見通しであるということから、6 月 19 日の借用契約の満了を機に、これを更新しないで、翌 6 月 20 日をもって放送を廃止することとしたい、とするものでございます。

続きまして、3 ページの審査の結果でございます。(1)、(2)でございますが、NHK の必須業務である協会国際衛星放送や、それに対する総務大臣の要請放送の実施に支障が生じるかどうかということにつきましては、この衛星放送がなくなったとしてもこれらの地域は依然として基幹衛星である IS - 20 の放送区域に含まれておりますし、先ほど申し上げた別の地域衛星である Astra 1KR 衛星、Hot Bird 13D 衛星を通じた視聴が可能でございます。

全世界の視聴可能世帯数に対して、今回の26万世帯という数は非常に少ないといえますので、影響は非常に少ないと考えております。

また、(3)の廃止の理由でございますが、視聴可能世帯数の減少や衛星の借用費用が高額、かつ値下げが期待できないことから当初見込んだ放送効果が期待できないというNHK側の経営判断には合理性があると考えます。さらに、引き続き両国においてNHKワールドTVが放送されることや現行の視聴者に対し十分な周知がなされることから、申請のとおり廃止を認可することは適当であると認められました。ご審議をよろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

特にご質問がないようですので、状況はご理解いただいたと思います。それでは、諮問第14号につきましては諮問のとおり認可することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

特にご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

以上で、情報流通行政局の審議を終了しました。ありがとうございます。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。次回の開催は、平成26年6月11日(水)14時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。